

緊急事態宣言に伴う札幌市特別支援金 給付事業について

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、緊急事態宣言の下、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との戦いという国難を克服するため、家計への支援を行うとして、特別定額給付金が実施されております。

札幌市では、この特別定額給付金に加え、特別定額給付金の基準日である4月27日の翌日以降、緊急事態宣言期間中に生まれた子を対象に10万円の給付事業を実施いたしたく、第2回定例市議会において、補正予算の追加提出を行う予定ですので、お知らせします。

記

1 給付対象者

令和2年4月28日（特別定額給付金基準日の翌日）から令和2年5月25日（緊急事態宣言解除日）までの間に生まれた子で、かつ、令和2年5月25日において、札幌市に住民登録がある者

2 給付額

給付対象となる子1人につき10万円

3 申請受給権者

給付対象者の母親（もしくは父親）

4 給付金の申請と給付の方法

- 申請方法は、札幌市から申請受給権者に送付する申請書に必要事項を記載し、本人確認書類等を添付のうえ、郵送により申請する。
- 給付は原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みとする。

5 給付開始日

6月中を想定

<参考>

期間中に生まれた子は約1,300人を想定

【イメージ図】

